

令和4年3月30日
(2022年)

報道各社 各位

消防局総務課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

令和4年1月29日、職場において、消防局所属の職員A(36歳)が、同僚の職員B(26歳)に対し、業務上の指導をしていたところ口論となり、職員Bが、職員Aの座っている椅子の背板に衝撃を加えたことから、職員Aが衝動的に職員Bの顔面を殴るなどしたものです。

2 処分年月日

令和4年3月30日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	消防士(A)	36歳	男性	減給(10分の1)1ヵ月
消防局	消防士(B)	26歳	男性	戒告

4 上記事案の管理監督責任に伴う処分

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	分署長	55歳	男性	口頭厳重注意
消防局	係長	48歳	男性	口頭厳重注意

5 処分理由

当該職員の行為は、職場において口論の末、暴力行為に発展したもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また市民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、双方が負傷し業務運営に支障を生じさせた行為は、西宮市の消防職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

問い合わせ先：消防局総務課：大月 (TEL:0798-32-7303)